

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法施行令第 15 条の規定に基づくあっせん及び仲裁の状況の報告

電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 206 号）第 15 条及び電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 47 条の 4 の規定に基づき、平成 27 年度における電気事業法（昭和 29 年法律第 170 号）に基づく電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」といいます。）のあっせん及び仲裁の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 あっせん及び仲裁の申請件数
0 件
- 2 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
0 件
- 3 あっせんにより解決した事件の件数
0 件

4 仲裁判断をした事件の件数

0件

5 その他委員会の事務に関し重要な事項

(1) あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定及び仲裁委員の名簿の作成

あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名されます（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第37条の2第3項及び第37条の3第3項）。これらの規定に基づき、平成27年9月1日、あっせん委員及び仲裁委員の候補者として、以下の者を指定しました。また、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第43号）第1条による改正前の電気事業法施行令第2条の6の規定に基づき、仲裁委員の名簿（別添1）を作成しています。

（委員）

- ・稲垣 隆一
- ・林 泰弘
- ・圓尾 雅則
- ・箕輪 恵美子

（特別委員）

- ・小宮山 涼一
- ・田中 誠
- ・堤 あづさ
- ・村上 政博
- ・若林 亜理砂

(2) 電力取引監視等委員会紛争処理規程の策定

電力取引監視等委員会令（平成27年政令第309号）第4条の規定に基づき、あっせん及び仲裁の手續の細目を定めるため、平成27年9月1日、電力取引監視等委員会紛争処理規程（20150901電委第9号。別添2）を策定しました。

（概要）

- ・公正性及び独立性に疑義のある事情がある場合における、あっせん委員及び仲裁委員の指名の欠格・回避・事実の開示に関する規定【第1条、第2条及び第8条】
- ・手續の分離又は併合、準備手續、証拠資料の閲覧等の手續の細目に関する規定【第4条、第10条及び第12条等】

(3) 紛争処理に係る情報提供について

電力取引監視等委員会紛争処理規程第13条及び第14条の規定に基づき、平成27年9月17日、あっせん又は仲裁の手續に係る資料の公開等について別添3のとおり決定しました。また、同日、委員会は毎年紛争処理に関する処理件数を公表するほか、上記扱いを踏まえつつ、当事者間の問題解決や紛争防止に資するように、可能な範囲で紛争処理に関する先例の情報提供に努めることとしました。

(概要)

① あっせん・仲裁の手續の資料の公開【第1条】

あっせん・仲裁の手續は非公開であることから、あっせん委員、仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料については、原則として公開しない扱いとする。

ただし、委員会は、当事者が公開に承諾する場合又は不開示情報等の記載がなく紛争解決の妨げとなる事情等もない場合には、当該資料を一般の閲覧に供することができることとする。

② あっせん・仲裁の手續に関する事実の公表【第2条】

委員会は、当事者が公表に承諾する場合又は不開示情報等の記載がなく紛争解決の妨げとなる事情等もない場合には、あっせん又は仲裁の手續に関する主な経過、当事者の主な主張及び結果の概要を公表できることとする。

(4) 電力取引紛争処理マニュアルの作成

あっせん・仲裁、苦情の申出対応等の紛争処理制度の細目は、電気事業法、政省令、紛争処理規程等にまたがって定められています。実務の利便に供するため、平成27年9月17日、これらを整理して手續の流れを説明し、あわせてフローチャートを記載した電力取引紛争処理マニュアル(別添4)を作成しました。本マニュアルは委員会のホームページにおいて¹、一般に公表しています。

以 上

¹ <http://www.emsc.meti.go.jp/mediation/>

(参照条文)

電気事業法施行令

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十五条 委員会は、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

電気事業法施行規則

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の四 令第十五条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項